

平成十五年四月一日付け広島県報（号外）第六十二号に登載の広島県訓令第八号（附属機  
関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

総務局総務管理部人事課長

ページ	段	行	誤	正
二	下	後ろから 八	広島県立三次看護専門 学校副校長	広島県立三次看護専門 学校長